

# 茨城県議会本会議傍聴者に対する手話通訳実施要領

平成16年4月13日議長決裁

改正 平成26年10月16日議長決裁

## 1 目的

この要領は、聴覚障害者の円滑な議会傍聴のため、聴覚障害者に対する手話通訳の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 実施方法

- (1) 手話通訳は、本会議を傍聴しようとする聴覚障害者の申請に基づいて行うものとする。
- (2) 手話通訳の実施場所については、審議等の妨げにならないよう、所定の場所以で行うものとする。

## 3 申請手続

手話通訳を希望する者（以下「申請者」という。）は、手話通訳申込書（別記様式）に必要事項を記入し、傍聴しようとする本会議開催日（以下「傍聴予定日」という。）の3日前（閉庁日を除く。）までに議長に提出しなければならない。

## 4 手話通訳者

- (1) 議長は、前記3の申請に基づき手話通訳者を配置するものとする。ただし、やむを得ない理由により配置できないときは、速やかにその旨を申請者に通知しなければならない。
- (2) 手話通訳者は、一般社団法人茨城県聴覚障害者協会からの登録通訳者（茨城県知事が発行する茨城県手話通訳者登録証の交付を受けた者をいう。）とする。

## 5 費用

手話通訳者の派遣に要する費用は、県が負担する。

## 6 その他

この要領に定めるもののほか、手話通訳の実施に関し必要な事項は、その都度議長が定める。

付 則

この要領は、平成16年4月13日から施行する。

付 則

この要領は、平成26年10月16日から施行する。

(別記様式)

## 手 話 通 訳 申 込 書

平成 年 月 日

茨城県議会議長 殿

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_

本会議を傍聴したいので、下記のとおり手話通訳を申請します。

### 記

1 傍聴予定日	平成 年 月 日 ( )
2 傍聴予定時間	時 分から 時 分
3 傍聴予定者数	人
4 そ の 他	